変更の概要

Ｒ８地域森林計画変更箇所【湖北・湖南共通】

変更前	変更後
Ⅰ　計画の大綱 　略 ３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 　略 イ　持続可能な森林・林業経営の推進 　木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。 　略 エ　森林施業の合理化の推進 　合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。 Ⅱ　計画事項 第１　計画の対象とする森林の区域 　別途計画区ごとに記載 第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項 　１　森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	Ⅰ　計画の大綱 　略 ３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 　略 イ　持続可能な森林・林業経営の推進 木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための効率的な施業や複層林施業、長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。 　略 エ　森林施業の合理化の推進 合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高精度な資源情報を基盤とした ICT の活用、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。 Ⅱ　計画事項 第１　計画の対象とする森林の区域 　別途計画区ごとに記載 第２　森林の整備および保全に関する基本的な事項 　１　森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

略	略
（２）森林の整備および保全の基本方針	（２）森林の整備および保全の基本方針
森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。	森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとする。 また、現在の人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、植栽による確実な更新を行い、人工林として維持する。林業適地以外にあるものについては、下層への広葉樹侵入を促進し、最終的には針広混交林化等により天然林へ移行する。 天然生林は、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行うこととする。 これらを踏まえた森林の有する機能ごとの具体的な基本方針は次のとおりとする。
略	略
第３　森林の整備に関する事項	第３　森林の整備に関する事項
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
略	略
（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
略	略
（追加）	この際、森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小、伐採後の更新の確保、渓畔林の保全、樹洞木および枯損木ならびに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等の国の示す「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえた方法により行うものとす

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または渓流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。	る。 さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または渓流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。
（追加）	また、森林の更新および森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針」に基づいた方法による伐採・搬出を実施することとする。
略	略
２　造林に関する事項 市町村森林整備計画の策定にあたっては、第２「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（Ｐ10）、第６の３「人工造林および天然更新別の造林面積」（Ｐ40）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。	２　造林に関する事項 市町村森林整備計画の策定にあたっては、第２「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（Ｐ10）、第６の３「人工造林および天然更新別の造林面積」（Ｐ42）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に造林を行うほか、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については早急な更新を図ることとする。加えて、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽等に取り組むこととする。
（１）　人工造林に関する指針 略 ア　人工造林の対象樹種に関する指針 人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林	（１）　人工造林に関する指針 略 ア　人工造林の対象樹種に関する指針 人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林

種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、苗木の選定に当たっては少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めるものとする。	種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、スギ・ヒノキの苗木の選定に当たっては成長に優れた特定母樹由来の苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の使用に努めるものとし、広葉樹の苗木の選定に当たっては、生物多様性の観点から採取地が県内であることが明らかな種穂を用いた苗木の選定に努め、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けるものとする。
略	略
（２）　天然更新に関する指針 天然更新は、前生樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。	（２）　天然更新に関する指針 天然更新は、天然下種更新およびぼう芽更新における前生樹の生育状況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。
略	略
３　間伐および保育に関する基本的事項	３　間伐および保育に関する基本的事項
略	略
（１）　間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針 間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表２「間伐の標準的な方法」（Ｐ58）に示す方法を標準として定めることとする。	（１）　間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針 間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進による森林資源の質的向上ならびに適度な下層植生や根の発達を促すことによる林分の健全化を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表２「間伐の標準的な方法」（Ｐ61）に示す方法を標準として定めることとする。
略	略
４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

略	略
（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針
ア　区域の設定の基準	ア　区域の設定の基準
略	略
（追加）	また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、６（３）「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定するものとする。
イ　施業の方法に関する指針 第３の１（３）において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」（Ｐ15）を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。	イ　施業の方法に関する指針 第３の１（３）において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」（Ｐ15）を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。
略	略
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
（１）　林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方	（１）　林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方
略	略
なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。	なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進する。
略	略

（３） 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 ５の（２）に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」（Ｐ28）を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。	（３） 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 ５の（２）に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」（Ｐ28）を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集積・集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。
略	略
６ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	６ 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。	地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況ならびに関連する行政施策の目標等を勘案し、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を進めるため、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。
（１） 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供および公開並びに助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。 その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含	（１） 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等について、森林経営管理制度を活用した不在村者を含む森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供および公開ならびに助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を図り森林の経営規模の拡大を目指すこととする。

めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。 　また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のためのの森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。 　併せて、今後の森林の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。	その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。 　また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のため、森林経営計画による施業の確実な実施や施業実施協定・施業施設協定の締結等により、森林所有者等が共同して行う森林施業を促進するものとする。 　併せて、今後の森林の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。
略	略
新設	（３）　特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準および当該区域内における施業の方法に係る指針 ア　区域の設定の基準 　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、傾斜が緩く、林道等からの距離が近い等、自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定するものとする。 イ　施業の方法に関する指針 　当該区域内では需要に応じた木材が生産されるよう取り組む。また、主伐後は確実な更新を行うこととし、成長等に優れた特定母樹由来の苗木等による造林を推進する。保育・間伐・伐採については施業の機械化および路網の整備により効率的な施業を推進する。
（３）　林業に従事する者の養成および確保に関する方針 略	（４）　林業に従事する者の養成および確保に関する方針 略
（４）　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	（５）　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

略	略
（追加）	また、将来的には遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術の導入を視野に検討を行う。
略	略
（５）　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	（６）　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
略	略
（追加）	また、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、国が示す「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」に基づく商慣習の見直しを実施するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の情報伝達等による合法性に加え、森林経営計画等に基づく持続的な森林経営の取組状況の共有の促進などにより、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。
（６）　その他必要な事項	（７）　その他必要な事項
略	略
第４　森林の保全に関する事項	第４　森林の保全に関する事項
略	略
（３）　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正	（３）　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。その際、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土および環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ることとする。特に、太陽光発電施設の設置については、太陽光パネル等による地

な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。また、盛土等に伴う災害防止のため、宅地造成および特定盛土等規制法に基づき、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守することとする。 略	表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、地域との共生が図られるよう、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など、許可基準の見直しにより規律を強化した開発行為の許可基準の厳正な運用を行うこととする。また、盛土等に伴う災害防止のため、宅地造成および特定盛土等規制法に基づき、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守することとする。 略
２　保安施設に関する事項 略	２　保安施設に関する事項 略
（３）　治山事業の実施に関する方針 治山事業については、第２の１に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」（Ｐ10）に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備および渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。 略	（３）　治山事業の実施に関する方針 治山事業については、第２の１に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」（Ｐ10）に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備および渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意するとともに、森林病虫害や鳥獣害を一端とした土砂流出の発生抑制など、関係者一体となった予防治山対策に取り組むこととする。 略
４　森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項 略	４　森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項 略
（２）　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）	（２）　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

３(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第１種特定鳥獣保護計画、滋賀県第２種特定鳥獣管理計画、各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。 また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた３つの総合的な対策を実施する。	３(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第１種特定鳥獣保護計画、滋賀県第２種特定鳥獣管理計画、各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。 また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、野生鳥獣の出没・被害の実情等に応じて、生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林については広葉樹の侵入を図るとともに、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた３つの総合的な対策を実施する。
（３）　林野火災の予防の方針 山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進することとする。 なお、市町村森林整備計画において、森林病害虫の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。 略	（３）　林野火災の予防の方針 山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林情報を共有し広報・啓発を強化するとともに林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施することで林野火災に強い地域づくりを進める。また、必要に応じて防火線や防火樹林帯等を含む延焼しにくい多様な林相の整備に取り組むこととする。 なお、市町村森林整備計画において、森林病害虫の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。 略
第６　計画量 別途計画区ごとに記載	第６　計画量 別途計画区ごとに記載

Ｒ８地域森林計画変更箇所【湖北】

変更前

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積　ha

区　分		面　積
総　数		94,889
市町別内訳	彦根市	2,528
	長浜市	34,004
	高島市	32,258
	米原市	13,833
	愛荘町	922
	豊郷町	－
	甲良町	154
	多賀町	11,191

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

変更後

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積　ha

区　分		面　積
総　数		94,903
市町別内訳	彦根市	2,522
	長浜市	34,004
	高島市	32,257
	米原市	13,854
	愛荘町	921
	豊郷町	－
	甲良町	154
	多賀町	11,191

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

林地開発等による減　7.73ha

森林区域への編入　21.73ha

第６　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積　1000m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,400	1,280	120	680	600	80	720	680	40
うち前半５年分	598	554	44	238	214	24	360	340	20

２　間伐面積

単位：面積　ha

区　　分	間伐面積
総　　数	12,632
うち前半５年分	7,368

第６　計画量等

１　伐採立木材積および間伐立木材積

単位：材積　1000m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,300	1,180	120	760	670	90	540	510	30
うち前半５年分	626	569	57	366	323	43	260	246	14

２　森林施業面積

単位：面積　ha

区　　分	森林施業面積
総　　数	22,147
うち前半５年分	11,074

３　人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積　ha

区分	人工造林	天然更新
総数	3,280	540
うち前半５年分	1,420	240

４　林道の開設又は拡張に関する計画

改	良	80.1Km	路線数	99
舗	装	86.6Km	路線数	49

５　保安林整備および治山事業に関する計画

（３）実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半５年分
彦根市	7	2
愛荘町	10	1
甲良町	1	0
多賀町	37	2
長浜市	73	21
米原市	47	6
高島市	55	10

３　人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積　ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,100	600
うち前半５年分	1,050	300

４　林道の開設または拡張に関する計画

改	良	108.1Km	路線数	99
舗	装	87.6Km	路線数	49

５　保安林整備および治山事業に関する計画

（３）実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半５年分
彦根市	7	2
愛荘町	10	1
甲良町	1	0
多賀町	37	3
長浜市	73	21
米原市	47	6
高島市	55	12

Ｒ８地域森林計画変更箇所【湖南】

変更前

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積　ha

区　分		面　積
総　数		89,094
市町別内訳	大津市	22,132
	近江八幡市	1,245
	草津市	205
	守山市	21
	栗東市	1,863
	甲賀市	30,410
	野洲市	1,013
	湖南市	3,643
	東近江市	21,110
	日野町	6,099
	竜王町	1,353

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

変更後

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積　ha

区　分		面　積
総　数		89,069
市町別内訳	大津市	22,130
	近江八幡市	1,244
	草津市	205
	守山市	21
	栗東市	1,856
	甲賀市	30,403
	野洲市	1,013
	湖南市	3,643
	東近江市	21,107
	日野町	6,097
	竜王町	1,353

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

林地開発等による減　25.10ha

森林区域への編入　0.00ha

第６計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積　1000m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,048	917	53	470	339	53	578	578	0
うち前半５年分	455	418	27	200	163	27	255	255	0

２　間伐面積

単位：面積　ha

区　分	間伐面積
総　数	12,298
うち前半５年分	5,425

第６計画量等

１　伐採立木材積および間伐立木材積

単位：材積　1000m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	950	794	156	560	404	156	390	390	0
うち前半５年分	455	380	75	268	193	75	187	187	0

２　森林施業面積

単位：面積　ha

区　分	森林施業面積
総　数	19,773
うち前半５年分	9,886

３　人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積　ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,815	483
うち前半５年分	500	150

４　林道の開設又は拡張に関する計画

略

５　保安林整備および治山事業に関する計画

（３）実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半５年分
大津市	48	37
栗東市	11	11
野洲市	４	２
湖南市	15	12
甲賀市	68	57
近江八幡市	16	16
東近江市	33	22
日野町	12	８
竜王町	１	１

３　人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積　ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,880	530
うち前半５年分	940	265

４　林道の開設または拡張に関する計画

略

５　保安林整備および治山事業に関する計画

（３）実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半５年分
大津市	49	38
栗東市	11	11
野洲市	４	２
湖南市	15	12
甲賀市	68	57
近江八幡市	16	16
東近江市	33	22
日野町	12	８
竜王町	１	１